

**図表3 ヘルパーが実施している生活支援や自立支援にむけたケア**

☆ 身体介護や家事援助に位置づけられていないが、ヘルパーの専門性に基づき提供されるケアが家事援助や複合型においても実施されているかどうかを検証するために、家事援助と複合型のケースについて下記のような内容のケアが実施されているかどうかを聞いた。

	サンプル数	家事援助及び複合型の区分		生活の自立・生活の安全に向けた支援				心身の状況の確認					心身の障害や疾病の状況に応じたサービス								
		家事援助及び複合型のサービス数	割合	日常生活の安全への対応を行う	家事サービスは利用者と一緒に進行	食事や水分の摂取量などの確認を行う	障害のある身体部位等の状況を具体的に確認する	痴呆等の進行状況を確認する	利用者の移動や食事、入浴などの生活行為について見守りなどの対応	身体状況や医療的な配慮をもった調理を行う	服薬の確認をする	痴呆症状への対応									
要支援	360	335	93%	238	71.0%	126	37.6%	86	25.7%	34	10.1%	29	8.7%	60	17.9%	34	10.1%	36	10.7%	11	3.3%
要介護1	955	777	81%	606	78.0%	253	32.6%	260	33.5%	121	15.6%	116	14.9%	217	27.9%	102	13.1%	165	21.2%	39	5.0%
要介護2	506	343	68%	270	78.7%	107	31.2%	148	43.1%	105	30.6%	57	16.6%	129	37.6%	68	19.8%	86	25.1%	38	11.1%
要介護3	268	116	43%	91	78.4%	37	31.9%	58	50.0%	32	27.6%	18	15.5%	47	40.5%	28	24.1%	36	31.0%	17	14.7%
要介護4	249	70	28%	46	65.7%	10	14.3%	26	37.1%	19	27.1%	17	24.3%	30	42.9%	15	21.4%	24	34.3%	12	17.1%
要介護5	287	49	17%	16	32.7%	8	16.3%	22	44.9%	19	38.8%	8	16.3%	15	30.6%	13	26.5%	18	36.7%	4	8.2%
合計	2634	1690	64%	1267	75.0%	541	32.0%	600	35.5%	330	19.5%	245	14.5%	498	29.5%	260	15.4%	365	21.6%	121	7.2%

- 家事援助だけではなく複合型も含めたデータであるため、一概に言えないが、家事援助ケースであっても介護に関する知識や痴呆への対応など介護に関する一定の専門性に基づくケアを相当数実施していると言える。
- 利用者の生活の自立や安全に向けた支援については、要介護度が高まると実施率が減少する傾向がある。特に、「家事を一緒にやること」や転倒予防などの「日常生活の安全への対応」については、高い実施率であるが、要介護4以上は実施率が急速に減少している。
- その他の項目については、全体的には介護度があがると実施率が高くなっている。ただし、痴呆高齢者への対応は、要介護度にあまり影響せず約10%から約25%程度の範囲の中で推移している。

図表4 家事援助における生活支援や自立支援のためのケア内容

☆ 図表4のデータのうち家事援助に限って、生活支援や自立支援のためのケア内容の実施率をみると以下ようになる。

生活支援や自立支援のためのケア内容 (サンプル数)	全体	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4・5
①生活意欲等を引き出す声かけを行う	82.4%	82.2%	83.5%	81.2%	83.9%	70.0%
②日常生活の安全への対応を行う。(火の元、転倒予防のための整理など)	76.6%	72.7%	78.9%	77.0%	89.3%	53.3%
③心身状況の確認を行う。(体温、血圧、排便、身体状況の質問・チェックなど)	55.3%	50.7%	58.4%	53.5%	57.1%	50.0%
④家事サービス(買い物、調理、洗濯など)は利用者と一緒に行う。	34.5%	38.2%	34.2%	31.9%	35.7%	23.3%
⑤食事(内容)や水分の摂取量などの確認を行う。	33.0%	26.6%	32.3%	40.8%	53.6%	16.7%
⑥利用者の移動や食事、入浴などの生活行為について見守りなどの対応を行う。	21.6%	16.8%	21.8%	26.8%	26.8%	23.3%
⑦服薬の確認をする。	19.2%	10.5%	21.9%	20.2%	32.1%	20.0%
⑧障害のある身体部位等の状態を具体的に確認する(質問も含む)	15.1%	10.5%	12.7%	23.0%	25.0%	36.7%
⑨痴呆等の進行状況を確認する。(健忘や見当識を確認するための意図的な質問等)	12.1%	8.9%	23.4%	12.7%	12.5%	16.7%
⑩身体状況や医療的な配慮をもった調理を行う。(きざみ食、治療食など)	14.4%	10.2%	13.2%	28.8%	32.1%	20.0%
⑪痴呆症状への対応(見守りや徘徊等への対応)	5.2%	3.0%	4.6%	8.0%	16.1%	0.0%

- 「①声かけ」や「②日常生活上の安全への配慮」などのケアは、全体的にどの家事援助ケアであってもおこなっている。「③心身状況の確認」や「④食事・水分摂取量の確認」など一定の介護の専門性が求められる確認も半数前後のケアで実施している。また、現行の制度では、身体介護に位置づけられている「④家事援助を一緒におこなう」「⑩身体の状況に即した調理」も家事援助として相当数提供されている。
- 全体的に要介護3あるいは要介護2の利用者層で実施率が高く、生活支援や自立支援への対応が最も求められると考えられる。
- 「③痴呆等の進行状況の確認」は要介護1で際立って実施率が高くなっている。

## 図表5 要支援・要介護度とサービス内容に関する考察

☆ 図表2及び図表3から要支援・要介護ごとにそれぞれのケア項目の実施率が「50%以上のケア」「30以上50%未満のケア」「10%以上30%以上のケア」を整理したものが図表4（次頁）である。

### ① 要支援・要介護度と身体介護のケア

- まず特徴的なことは、要支援では身体介護のケアが「10%以上」にもあがってこない。身体介護の実施率が約5%、複合などをあわせても15%であり、「全身浴」（おそらく入浴の見守り）、「外出・通院介助」以外に見るべき身体介護のケアはないと考えられる。
- 要介護度1～2以上になると、「全身浴」や「排泄介助」、「清拭・部分浴」などのケアが10%～30%の実施率になり、要介護3を境にして、排泄介助や清拭・部分浴、洗面・整容のケアが急激に増加している。これは、要介護度の高い利用者に対しては、巡回型のサービスが増加することも影響していると考えられる。

### ② 要支援・要介護度と家事援助のケア

- ケアの実施率としては、要支援、要介護度1～2はあまり変化はなく、清掃、調理、買物が主要なケアとなっている。
- 要介護度3を境にして、全体的に実施率がさがっていくが、要介護度の高い層であっても、調理と掃除は一定の実施率を保っている。これらのケアは、食事介助や環境整備など一連のケアとして欠かせないものであると考えられる。

### ③ 要支援・要介護度と家事援助及び複合型においてヘルパーが実施している自立支援に向けて一定の介護の専門に基づいて実施するケア

- 要支援においては、「生活の安全の確保のためのケア」や「家事をヘルパーと一緒に実施する」など利用者の日常生活の安定や自立などいわゆる予防的なケアを中心に実施していると考えられる。一方、生活行為の見守りや特別食の調理、必要な心身の状況のチェックなど介護サービスとして必要なケアも一定数ある。
- 要介護度があがると前述のとおり生活の自立や安全の確保のためのケアが減り、一方で食事や水分量の確認、障害の部位の状況の確認、生活行為の見守りなどが増加してくる。要介護1から3は、介護予防的な視点もおきながらも、介護サービスとして必要なケアもあわせて提供しているという状況が浮かびあがる。

### ④ 介護報酬体系の見直しについて（参考資料②参考）

- 要支援に対するケアは、身体介護のケアが極端に少なく介護サービスというより独居老人等にむけた介護予防的なサービスとなっていると考えられる。
- 要介護1～3のケアは、身体介護と家事援助のケアがまさに総合的に提供されており、また高齢者の能力を生かしながら自立やこれ以上介護度をあがないようにする予防的な観点もあり、生活介護というべきサービスとなっていると考えられる。
- 要介護度4・5のケアは、身体介護に特化したサービスが中心になっていると考えられる。

(図表5) 家事援助及び複合型においてヘルパーが実施している自立支援に向けて一定の介護の専門性に基づいて実施するケア

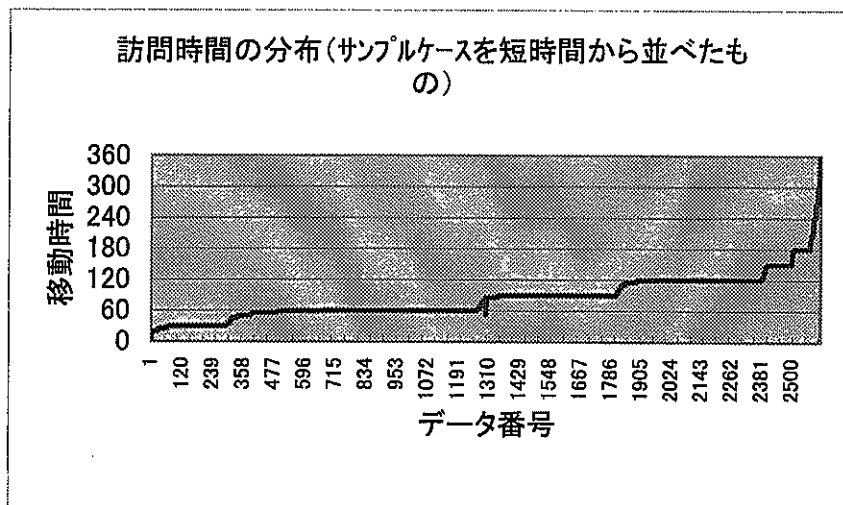
	身体介護			家事援助			その他の自立支援に向けて一定の介護に関する専門性に基づいて行なうケア								
							生活自立支援・安全対策	心身状況のチェック	障害や疾病に応じた対応	生活自立支援・安全対策	心身状況のチェック	障害や疾病に応じた対応	生活自立支援・安全対策	心身状況のチェック	障害や疾病に応じた対応
	50%以上	30%以上50%未満	10%以上30%未満	50%以上	30%以上50%未満	10%以上30%未満	50%以上		30%以上50%未満		10%以上30%未満				
要支援				清掃	調理・買物	洗濯	生活の安全の確保			家事を一緒に行なう				食事や水分摂取量確認・障害部位確認	生活行為の見守り・特別な調理・服薬確認
要介護1			全身浴・外出通院介助	清掃	調理・買物	洗濯	生活の安全の確保			家事を一緒に行なう	食事や水分摂取量確認			障害部位確認・痴呆の進行状況の確認	生活行為の見守り・特別な調理・服薬確認
要介護2			排泄介助・清拭部分浴・全身浴・洗面整容等・外出通院介助	清掃	調理・洗濯・買物	買物	生活の安全の確保			家事を一緒に行なう	食事や水分摂取量確認・障害部位確認	生活行為の見守り		痴呆の進行状況の確認	特別な調理・服薬確認・痴呆への対応
要介護3		排泄介助	食事介助・排泄介助・清拭部分浴・全身浴・洗面整容等・外出通院介助		調理・清掃	洗濯・買物	生活の安全の確保	食事や水分摂取量確認		家事を一緒に行なう		生活行為の見守り・服薬確認		障害部位確認・痴呆の進行状況の確認	特別な調理・痴呆への対応
要介護4	排泄	清拭部分浴	食事介助・排泄介助・全身浴・洗面整容等			調理・清掃・洗濯・買物	生活の安全の確保				食事や水分摂取量確認	生活行為の見守り・服薬確認	家事を一緒に行なう	障害部位確認・痴呆の進行状況の確認	特別な調理・痴呆への対応
要介護5	排泄・清拭部分浴	洗面・整容	食事介助			調理・清掃				生活の安全の確保	食事や水分摂取量確認・障害部位確認	生活行為の見守り・服薬確認	家事を一緒に行なう	痴呆の進行状況の確認	特別な調理・痴呆への対応

## ○ 非常勤等のホームヘルパー(訪問介護員)の勤務状況

### 1. 訪問時間・移動時間(9月28日に定点社協が実施した訪問した2634ケースの状況)

1回あたりの平均滞在時間	84.2分
1回あたりの平均移動時間片道	12.1分

※ 1回の滞在時間は、下図のとおり30分、60分、90分を単位に集中している。



### 2. 非常勤ヘルパーの待遇

#### ①勤務条件

ア勤務時間帯を予め提示して雇用	14 社協
イ具体的な勤務時間帯はヘルパーの希望を踏まえて、月々に示す。	55 社協
ウ登録ヘルパー型。(あらかじめ登録し、条件が合う場合のみ雇用。)	40 社協

②平均時給(賃金が家事、身体等で一律でない場合は、最低額で計算) 1044.5 円